

物価高対応子育て応援手当の支給状況について

(1) 目的

物価高の影響が長期化しその影響が様々な人々に及ぶ中、特にその影響を強く受けている子育て世帯を力強く支援し、子どもたちの健やかな成長を応援する観点から、国の支給要領に基づき、0歳から高校3年生までのこどもの養育者に対して「物価高対応子育て応援手当」を支給

(2) 支給対象者

- ① 令和7年9月分（令和7年9月に出生した児童については令和7年10月分）の児童手当の受給者
- ② 令和7年9月30日（以下「基準日」という。）の翌日以後令和8年3月31日までに出生した児童（以下「新生児」という。）の父母等
- ③ ①の受給者の配偶者であって、基準日の翌日以後令和8年3月31日までの間に離婚等（離婚調停中その他これらに準ずるものを含む。）により新たに児童手当の受給者となった者。

(3) 支給額

対象児童1人につき2万円

(4) 申請期限

令和8年3月31日まで（新生児を除く）

(5) 支給手続

- ・ 支給対象者①（所属庁から児童手当の支給を受けている公務員を除き、市職員のうち基準日時点で市内に居住していた者を含む。）については、案内を通知後、児童手当の登録口座への振込みにより支給する。（プッシュ型支給）
- ・ その他の支給対象者については、電子申請、郵送又は窓口で申請の受付を行い、指定口座への振込みにより支給する。

(6) 市民への周知等

次の方法により、制度概要、申請方法等について周知を図るとともに、申請の勧奨を実施

- ・ 広報なりた、市のホームページ等への掲載
- ・ 対象年齢児童のいる世帯へ制度周知の案内を個別送付

(7) 支給状況

振込開始 令和8年2月26日

	支給額	支給件数
プッシュ型支給	345,340,000円	10,566件

(8) 申請状況 (令和8年2月20日現在)

振込予定 令和8年3月下旬

	申請件数
公務員世帯	692件
新生児世帯	111件
その他世帯	26件